

第3回貿易・投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成25年10月29日（火）9:30～11:24

2. 場所：中央合同庁舎4号館2階第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）大崎貞和（座長）、松村敏弘（座長代理）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、
林いづみ

（政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）

（事業者）乗越秀夫外国法事務弁護士、崎村令子外国法事務弁護士、伊藤理弁護士
日本経済団体連合会

（法務省）飯島大臣官房司法法制部・審査監督課長、松井大臣官房司法法制部・参事官
（国土交通省）甲斐航空局次長、和田航空局航空ネットワーク部首都圏空港課長、
平岡航空局航空ネットワーク部航空事業課長、鈴木航空局交通管制部管
制課長、小林航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課航空交
渉室長

（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官、仁林企画官

4. 議題：

（1）外国法事務弁護士制度に係る規制改革要望について

- ・乗越秀夫外国法事務弁護士及び崎村令子外国法事務弁護士からの説明
- ・伊藤理弁護士からの説明
- ・法務省から説明

（2）空港に係る規制改革要望について

- ・日本経済団体連合会から説明
- ・国土交通省から説明

5. 議事概要：

○大川次長 それでは、定刻でございますので、規制改革会議第3回貿易・投資等ワーキング・グループを開催いたしたいと思っております。

皆様方には、御多用中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、長谷川委員は所用により御欠席となっております。また、規制改革会議より大田議長代理及び林委員に御出席をいただいております。

開会に当たりまして、稲田大臣から一言御挨拶をいただきたいと思います。稲田大臣、よろしく願いいたします。

○稲田大臣 皆さん、おはようございます。本日はお忙しいところ、委員の皆様方には御参加をいただきまして、本当にありがとうございます。また、法務省、弁護士の先生方、どうもありがとうございます。

本日は、貿易・投資等ワーキング・グループにおいて、対日投資を後押しする観点から、外国法事務弁護士制度と空港に関連した規制改革項目について、御議論をいただくことになっております。

外国法事務弁護士、外弁制度については、これまで様々な議論が行われてきた分野ですが、国際的なリーガルサービスのあるべき姿について、御議論をいただきたいと思っております。私自身も弁護士ですので、大変興味のある課題ではございます。法制度、また訴訟制度というのは、その国の屋台骨ですし、歴史、国民性、文化の上に立っているものでありますので、そういうことを踏まえた上で、よりよい改革の方向性を御議論いただければと思っております。

また、空港については、2020年にオリンピックの東京開催を控え、対日投資増加が見込まれることから、人の流れを円滑にするためには、交通インフラの整備が不可欠であります。その一環として、空の安全を大前提に、羽田空港、成田空港など、さらに魅力ある国際空港を実現する観点から、これに係る規制改革を検討してまいりたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、連日、大変実のある御議論をいただいておりますが、本日も大胆かつ迅速な改革を実現するため、自由で活発な御議論をお願いしたいと思っております。

私は10時から国会がございまして、余り参加はできないのですが、どうぞよろしく願い申し上げます。

○大川次長 どうもありがとうございました。

それでは、報道の皆様には、ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○大川次長 それでは、議事を進めさせていただきます。

なお、本ワーキング・グループの議事概要は公開することになっておりますので、よろしく願いいたします。

今後の進行は、大崎座長をお願いいたしたく存じます。よろしく願いいたします。

○大崎座長 それでは、早速ですが、議事に入りたく存じます。

本日は、貿易・投資等ワーキング・グループの検討項目に挙がっております、外国法事務弁護士制度及び空港について、検討をしたいと存じます。

早速ですが、議題1、外国法事務弁護士制度に係る規制改革要望に入らせていただきます。

この問題についての要望をお寄せいただきました、ベーカー&マッケンジー法律事務所の乗越秀夫外国法事務弁護士及びクリフォードチャンス法律事務所の崎村令子外国法事務弁護士にお越しいただいております。

また、外国法事務弁護士と外国法共同事業を実施している日本法の弁護士ということで、アレン&オーヴェリー外国法共同事業法律事務所の伊藤理弁護士にもお越しいただいております。伊藤弁護士は、日本弁護士連合会の国際業務・外国弁護士委員会の委員を務めら

れていると伺っております。

さらに、外国法事務弁護士制度の所管省である法務省から、飯島司法法制部審査監督課長及び松井参事官にお越しいただいております。

それでは、規制改革要望ということで、乗越先生、崎村先生に御説明をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○乗越外国法事務弁護士 ありがとうございます。ただいま御紹介いただきました、ベーカー&マッケンジー法律事務所の外国法事務弁護士の乗越でございます。

本日は、私どもの見解を開陳する機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

これから10分ほど、隣におります、クリフォードチャンス法律事務所外国法事務弁護士の崎村とともに、私どもが申し上げたい点の要旨を御説明したいと思っております。

○崎村外国法事務弁護士 クリフォードチャンス法律事務所の崎村でございます。

それでは、私から資料1-1の1の部分から御説明したいと思っております。

まず外弁に係る問題点の第1でございますけれども、こちらに関しては、認定と承認、特に実務経験というところに関して、私どもは要望がございます。外弁登録のためには、本国法において3年間の実務経験が日本法上必要となっております。その3年間のうちの2年間は、日本以外の国での実務経験であることが登録に必要となっております。

反対に日本の弁護士に関しましては、登録と同時に自らの責任で事務所を開設することが可能であり、また、開業前に実務経験を持つことは要求されておりません。外弁に関して、こういった実務経験の必要性という差別的な扱いをする合理性は、私ども外弁としては、乏しいのではないかと考えております。

また、仮に実務経験の要件を維持するにいたしましても、日本における実務経験を3年のうちの1年のみに限定することは、全く合理性がないと考えております。むしろ、外弁のサービスの主な利用者である日本人または日本企業の観点からは、外弁の日本における実務経験が長いほうが、より良質なサービスを提供できるはずではないかと、私どもは考えております。

日本国外での実務経験を積ませるために、日本在住の外弁を海外に転勤させることは、外弁が勤めております事務所及び当人に関しても無用なコストであるばかりか、また、クライアントに関してもコストになるのではないかと考えております。

こちらには、旅費ですとか、担当していた案件の継続性等を挙げておりますけれども、個人的に私自身が外弁登録をするために、日本で補完的なサービスを提供していたにもかかわらず、案件の途中でイギリスに戻らなければならなかったということがあります。それに関しましては、もちろん事務所のコスト、私自身のコスト、それ以外にもお客様に多大な迷惑をかけたかと考えております。こういったことを考えますと、実務経験要件を撤廃していただきたいと考えております。また、撤廃しない場合であっても、日本における実務経験を全て勘案していただきたいと、私どもは考えております。

これがまず1点です。

次の点は1.2にまいりますけれども、こちらに関しては、登録にかかる時間を申し上げたいと思います。外弁資格の取得と弁護士会、また日弁連の登録にかかる時間というのは、これまでの多大な御努力によって、かなり改善はしているのですが、現在でも資料を集めて提出してから、やはり4カ月程度はかかっているという認識です。

こちらに関しては、日本に着いて、すぐにサービス提供ができないということは、クライアントのニーズに関して、機動的に対応することの妨げになっているのではないかと考えております。

これに関しまして、登録に必要とされる提出文書を簡素化していただきたい。また、審査手続自体をより簡素化していただいて、一層審査時間を短縮していただきたいと考えております。

○乗越外国法事務弁護士 2番目の複数事務所の開設というポイントでございます。現在、外弁事務所、弁護士と外弁の共同事業は、共に日本国内に複数のオフィスを開設することができません。これはどういうことかと申しますと、複数事務所を開設することが許されている事業形態であります弁護士法人が、現段階では弁護士のみの事業に限られているためでございます。

2009年に出されました、外国弁護士制度研究会の報告書がございまして、これは配付いたしました資料の最後の方、参考資料2としてお手元にお配りしておりますが、その9ページ、提言の一番下のパラグラフです。ここに改正の提言が述べられております。ここには、現行制度は、弁護士及び外国法事務弁護士の自由な活動環境を確保する観点からは、なお不十分であるということを行った上で、その制度的基盤を整備するため、新たに外国法事務弁護士が法人組織により法律事務を提供することができるようにする制度(A法人制度)を導入するとともに、弁護士及び外国法事務弁護士が共同して法人組織により法律事務を提供することができるようにする制度(B法人制度)を導入する必要があるということが、明確に述べられております。

もちろんこれに加えて、いわゆる不良外弁が変なことをしないようにという観点から、それに対する制約といいますか、そういうものも設けるべきだということは、この提言でも述べられておりますけれども、基本的な方向性としては、A法人、B法人共に認めるべきである。それが制度的な正しい基盤を整備することにつながると提言されております。

残念ながら、その後、提出されている法案は、いろいろな紆余曲折があったそうでございまして、共同事業による法人設立の道を閉ざしていることになっております。

私どもが見ますに、法人化した事業にのみ、そもそも複数事務所の開設を許すというのは、どういうことだろうか。法人化しないでも、それは構わないのではないかと考えております。ただ、仮に法人化した事業にのみ、複数のオフィスを開設することを許すという制度を維持するといいたしましても、弁護士と外弁の共同事業にそれを認めない理由というのは、私どもとしては見出せません。

究極的には、事業形態にかかわらず、複数のオフィスの設立をする自由を認めていただ

きたいと存じますけれども、当面、共同事業を差別する制度は廃止していただきたいと考えております。

3つ目の有限責任という部分についてですけれども、現在、日本においては、有限責任の法律事務所は認められておりません。世界的には法律事務所の事業を有限責任とすることが趨勢となっておるということは、委員の皆様も御存じのことと思います。そういう状況になりますと、国際的な法律事業に参加する日本人弁護士、外国の弁護士と一緒にいろいろなクライアントのお世話をしようという意欲を持った日本人の弁護士は、同じ事業に参加する同僚と比べて、その方たちだけ無限責任を負わなければいけないという、非常に不利な状況に置かれることとなります。

有限責任にすることによって、弁護士がよい加減なアドバイスをするのではないか、アドバイスの質の低下があるのではないかということが、理由としてときどき挙げられます。私どもはマーケットが十分に競争的であれば、そのような状況が起こるということは考えにくいと思います。

同じような議論は、私どもが資格を持っております英国でも、有限責任を導入するときに議論がありましたけれども、結果を見ますれば、全くアドバイスの質に対する影響はなかったと考えております。

無限責任にするにしても、実際には弁護士個人の賠償能力には限界がございますので、真に利用者の利益、保護を考えるのであれば、保険を充実させるとか、そういう措置をとるほうが、実効性がある保護ができるのではないかと考えております。

私どもといたしましては、国際的な法律事業に参加する日本人の弁護士、あるいは外弁が不利にならないよう、有限責任化を実現していただきたいと考えております。

○崎村外国法事務弁護士 最後に私から申し上げますが、私どもがこういった要望をさせていただいておりますのは、例えば登録までの実務経験期間、こういったことを撤廃することによって、日本の外国法弁護士のユーザーの方々に、よりユーザーフレンドリーになるであろうということを考えながら、私どもはこういった要望を出させていただいておりますので、御検討のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、伊藤先生から、外国法事務弁護士と共同事業を実施している日本法の弁護士というお立場から、外弁制度の経緯、現状等について、御説明をお願いいたします。

○伊藤弁護士 伊藤でございます。よろしくようお願いいたします。

今日は、ペーパーは御用意申し上げておりませんで、口頭でのお話になります。その点、御了承いただきたいと思います。

また、お話の中で、時間の節約もありますので、外国法事務弁護士のことを外弁、私のような日本の資格の弁護士のことを日弁と申し上げたいと思います。外弁と日弁、余り響きはよくないのですけれども、私ども弁護士会などでも、そういった言葉を使ったりして

おりますので、そういう用語を使わせていただきます。

また、私の事務所の名前を御覧いただきますと、お分かりいただけると思うのですが、EBCのリーガルサービスコミッティーのメンバーの事務所でございまして、提案者の事務所の日弁パートナーという立場が一方ではございまして、他方、冒頭、御紹介いただきましたとおり、日弁連のいわゆる外弁委員会、外弁資格承認審査、日弁連の意見を述べるための委員会レベルでの審査を担当する委員会がございまして、その中では、委員として、資格承認の審査をする立場がございまして。したがって、申請する立場になったり、審査をする立場になったりという立場に今おりますけれども、本日はもちろん所属事務所ないし日弁連としての見解ではなくて、あくまでもそういう経験を持った、日弁としての個人的な見解を申し上げたいと思っております。

今回の規制緩和を考える視点というのは、先ほど崎村さんからもお話がありましたけれども、いずれの立場から考えるにしても、依頼者の保護ないし利益の実現をするためには、どういう制度が一番よいのかという視点で見るといえるべきということは、一致していると思いません。その中で、依頼者の保護のためには何が必要なのか、あるいはどんな規制を緩和していいのかという、いろいろな意見があると思っております。

今、御説明をいただきました論点が4つほどございましてけれども、私からは主に職務経験要件の点と迅速化の点について、コメントさせていただきたいと思っております。

その他の法人化、あるいは複数事務所、有限責任、これらも重要な論点ではありますがけれども、これらの論点は、私の事務所の外弁の資格承認申請をする立場からしますと、こういう制度ができれば便利だと思いますし、先ほどおっしゃっていただいたように、有限責任制度も国際的な法律事務所に参加する日弁の立場からすれば、あったら望ましいとは思いますが、法人化、複数事務所化、有限責任は、いずれもかなり密接に関連している問題でもございまして、また、外弁制度、あるいは国際的な法律業務に携わる日弁に関する改革という視点だけから論ずることのできない面もございまして。

法人だけ複数事務所を認めているというのは、それなりに検討された結果、理由があって、現在こういう制度になっているわけですし、それは主に外弁制度ですとか、あるいは日弁の立場の議論というよりも、伝統的などという、ちょっと語弊がありますが、日本の弁護士制度あるいは弁護士業界の問題に対する対応の視点等が多分に入ってきている問題ですので、外弁制度の改革、あるいは国際業務に参加する日弁制度の改革という切り口からの検討も必要ですが、それだけでは足りない問題ですので、本日はこの辺りにコメントをとどめさせていただきたいと思っております。

職務経験要件なのですが、これは論点が2つございまして。

1つは、職務経験要件というのは、今、日本では3年ですが、そういう要件そのものを課すのかどうか。もう一つは、課すとすると、現在1年だけ認められている国内での実務経験を1年だけ算入を認めるのか、あるいは3年全部認めてよいのかという、2つの論点があると思っております。これは申請者の立場からしますと、職務経験要件がないにこしたこと

はないと思います。実際、崎村さんと同じように、私の事務所でも、この要件を満たすためだけに、現在2名の外国人アソシエイトが、シンガポールですとか香港に6カ月とか1年出向しており、日本でずっと育ってきた者は、最大2年間、海外にわざわざそのためだけに行かなければいけないという状況がございます。

ただ、この職務経験要件というのは、なぜあるのかということと考えますと、私の個人的な考えとしましては、あってもやむを得ないという気がしております。

2つ申し上げたいのですけれども、1つは、職務経験要件というのは、日本特有の問題ではなくて、外国でもこういう要件を課している国がございます。イギリスとかドイツはこういう要件はないのですけれども、中国、韓国ですとか、あるいはアメリカはございます。アメリカの場合は、私の情報がもしかすると古いかも分かりませんが、州ごとですので、ニューヨーク州法は直近5年のうちの3年、カリフォルニアは直近6年のうちの4年といった要件が課されていまして、あるいはハワイは直近7年のうちの5年という要件がございます、その形だけを見れば、日本の規制よりも厳しい規制がなされている。それはそれぞれの国あるいは州の考え方に基づいて、必要だと思って課している要件なのだろうと思います。

翻って、日本ではなぜこれがあるのかということですが、日本の場合は、弁護士になるためには一定の要件が当然ございまして、今の制度でいきますと、ロースクールが最低2年、国家試験である司法試験合格、司法修習1年間、司法修習最後の試験に受かって、強制加入団体である弁護士会に加入する。こういった要件を満たして、初めて弁護士登録ができることになっています。かなり重い要件だと思いますし、時間もかかりますけれども、なぜこれがあるかというと、法律サービスを提供するという立場に立つ弁護士という職業を考えた場合、依頼者保護のため、依頼者に適切なリーガルサービスを提供できる弁護士を作るために、こういう要件があるのだと思います。

外弁の方を見ますと、日本と同じような要件に基づいて、全ての外弁さんが本国で資格を取っているのであれば、あるいは相互認証のような制度があるのであれば、恐らく日本の日弁と同じく、ロースクール、国家試験、国家の研修、この研修には日本の場合、裁判実務、検察実務を含めた研修という、細かく言えばそういう要件もありますが、そのうえで最終的には弁護士会という強制加入団体への加入というステップを経たら、直ちに外弁としても認めていいということになるかも分かりませんが、外国の弁護士制度というのはまちまちなのです。法学部を卒業すれば、弁護士になれるという国もございます。

日本の弁護士は一定の試験ですとか、研修制度を要件として登録を認めていて、外国の弁護士というのは、必ずしも同じような担保があるとは限らない中で、外弁制度というのは、イギリスは同じような制度だからいいのではないかと、アメリカは違うのでこうしようという、1対1とか、そういう関係になっておりません、あらゆる外国、弁護士相当職のある外国のどの国からも利用できる外弁制度ということになっておりますので、そういう中で、最大公約数的な依頼者保護措置として、3年は最低限経験しておいてくださいと

いう要件を課すというのは、一定の合理性があることだと思っております。

次に国内の実務経験算入ですけれども、これにつきましても、もちろん私の個人的な見解ですけれども、今、1年になっておりますが、日本国内での労務提供、理論的には労務提供しかできない、すなわち法律サービスを提供できない、依頼者に直接リーガルサービスを提供できないというのが、日本国内での実務なので、そういう労務提供にすぎない実務経験を、弁護士としての職務経験に算入していいかという論点ですが、これは実態を見ていただきますと、実際、労務提供の間に外国の弁護士資格を持ったアソシエートが日本で行っていることというのは、ほとんど本国でやっていることと変わらないのです。

一方で、本国の3年間の経験という要件を見た場合、その中身については、必ずしも詳細に精査できるわけではない。その中で、少なくとも弁護士という職業に3年間就いてくださいという要件なわけです。すなわち、例えば日本で1年間の労務提供を行っている外国のアソシエートというのは、多くの場合、シニアの弁護士についているわけで、これは日弁あるいは外弁に対してしか労務提供できませんので、弁護士会の監督下にある日弁か外弁のもとで、必ずやっているわけですが、本国ではどんな形で業務を行っているかは分からないのです。

シニアの弁護士の監督がない中で、本国で1年目から単独でやって、3年間やってきましたという方、あるいはインハウスの場合は、被用者として、雇用者である会社に対して、インターナショナルクライアントと私どもは言いますが、外部の依頼者ではなくて、インターナショナルクライアントに対してのみサービスを提供し、報酬も取らない。報酬というのは、要は被用者としての給料だけです。そういう形態で、3年間、本国でインハウスの経験をしましたという方と、日本で日弁や外弁に労務提供をしたという経験とは、何が実質的に違うかという点、余り変わりはないのではないかと考えておりますので、したがって、日本での実務経験というのは、3年全て認めてもいいのではないかと考えております。

時間が超過してしまいましたので、次の論点で、申請の処理の迅速化について、若干コメントさせていただきたいと思っております。これは外弁法に、外弁法施行規則も含めて必要な書類がありまして、制度改革ということで、そこを改正するという考え方もあるとは思いますが、基本的には実務対応すべき問題だと思っております。これは申請者の立場に立ったり、申請書類を見させていただく立場に立ったりする中から、そう思うわけですし、日弁連、法務省、外弁申請者、どこが悪いという問題ではないと思っております。EBCのペーパーには、日弁連が法務省の改革を覆そうとする試みがあるようなことが書いてありましたが、もちろん日弁連はそういうつもりでやっているわけではございませんで、日弁連でも法務省といろいろとお話をさせていただいて、迅速化を図っているわけです。

一番申請案件で処理が遅れるというのは、日弁連にかかったときに、追加資料や追加説明を求められるということなのですが、追加資料や追加説明を求められる理由というのは、主に2つございまして、1つは新規の案件の場合です。典型的には、初めて外弁申請をし

てこられた国の場合です。あるいは初めての国ではないけれども、先例がないような事実関係が出てきた、あるいは提出された証明書が今まで見たことがないような証明書であったり、今まで先例で見ていなかったような機関から出ているとか、そういう新規性がある場合、日弁連の方でも審査する責任がございますので、分からないところは追加情報を求めたり、精査しなければいけない。それが1つのケースです。

もう一つのケースは、申請書類が不備といいますか、不足していたりするケースで、実はこれが意外と多いのです。私も申請する立場で反省を込めて申し上げるのですけれども、申請する段階で、もう少しきちんと書類を整えていれば、日弁連の委員会にかかったときに、この案件はきれいだねというコメントが出るのがよくあります。そういうケースは、この案件はきれいだねで終わるのです。その場合には30日ぐらいで終わってしまいます。申請する我々の立場としても、弁護士の仕事の中で、役所に提出する書類を役所から突き返されないようにきちんと作るのと同じように、きちんとしたものを作る努力がもう少し必要だと、自戒も込めて思っております。

最後に1点だけ、日弁の立場から申し上げたいことがございまして、この会議の目的は、冒頭、大臣からもお話がございましたとおり、外国の対日投資を促す、そのための規制緩和ということだと思いますけれども、ここ数年、日弁の歴史の中で初めてと言っていいぐらい、日弁は海外展開をようやく始めました。その中で、当然日弁も海外の外弁制度を見なければいけない立場に今なっております、規制改革を場合によっては求めていく立場になってきました。したがって、今後、日本の規制を考える際にも、日弁が海外に展開していく際に、どういう規制が望ましいのか、あるいは依頼者ないし進出していく日弁の立場から、どんな要望があるのかということも視野に入れて、是非御検討いただきたいと思っております。

また、日弁の立場からしましても、当然我々が規制を強化すれば、相手からも規制強化されるという立場にございますので、そういう意味では、よりバランスのとれた議論ができる環境が整ってきたと思っておりますので、その両方の視点を持った御検討を是非お願いしたいと思っております。

以上です。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、法務省から、規制改革要望に対する考え方について、御説明をお願いいたします。

○法務省（飯島課長） 法務省審査監督課長の飯島でございます。よろしくお願いたします。

最初に外国法事務弁護士制度の概要について御説明いたしました後、各論点についてお話をさせていただきたいと思っております。

最初に、資料1、資料2を中心にお話いたします。

我が国におきましては、外国の弁護士資格をお持ちの方でございまして、法律事務を

取り扱ってはならないというのが、原則となっております。これは弁護士法第72条が根拠となっております、我が国の弁護士または弁護士法人以外の者による法律事務の取扱いを、原則として禁止しているものでございます。

この原則の例外として定められたのが、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法、略して外弁法という法律でございます。外弁法では、法務大臣による承認を受けて、日本弁護士連合会への登録を行った者については、外国法事務弁護士として一定の範囲で法律上の取扱いが可能となる制度でございます。

法務大臣による承認の要件として、外弁法には幾つかの事項が定められておりますが、これは資料3に抜粋いたしました、外弁法の第10条を御覧いただければと思います。

その中の1つといたしまして、先ほどからお話が出ております、外国で資格を取得した後、3年以上の職務経験を有していなければならないということがございます。このような職務経験を要求している理由といたしましては、外国弁護士となる資格を有する方に対して、改めて日本で試験等を課することなく、弁護士法の例外として、我が国における法律事務の取扱いを認めるものであるということでございます。原資格国法に関する法律事務を取り扱うに足る、十分な能力、資質を有して、かつ適切な監督のもとで、倫理的にも外国の弁護士として欠けるところがなかったということ、日本の外国法事務弁護士としての資格を付与する上で、確認させていただく必要があるということでございます。

職務経験につきましては、必ずしも資格取得国におけるものだけに限られるものではございません。第三国にあっても算入することは可能でございますが、あくまでも当該資格に基づいて、資格取得国の法に関する法律事務を行っていたことが前提となります。

具体例で説明いたしますと、例えばアメリカのニューヨーク州の弁護士が、ニューヨーク州で1年勤務された後、シンガポールで当該資格に基づきまして、ニューヨーク州法に関する法律事務を2年間行われたといたしまして、これは通算で3年間の職務経験要件を満たすこととなります。シンガポールが外国弁護士の受け入れ制度を有してございまして、ニューヨーク州弁護士としての資格を基礎として、法律事務を行うことが、法律上可能となっていることが背景にございます。

このように、外国の弁護士資格に基づいて、法律事務の取扱いを認める制度は、比較法的に見ますと、必ずしも多数派とは言えないようでございます。依然として、かかる制度を持たず、自国で資格を得た弁護士以外には、一切の法律事務の取扱いを認めていない国も多数存在しております。

例えばそのような国の1つであるインドにおいては、先ほどの例でいえば、ニューヨーク州法弁護士として活動することはできません。こういった形で活動されるのかというと、例えばコンサルタントとか、アドバイザーという形で活動されていらっしゃるようです。こういったケースは、当人の外国弁護士としての資格に基づいた職務経験等とみなすことはできませんので、外弁法上の職務経験要件への算入はできないこととなります。

ただ、3年間の職務経験には例外がございまして、先ほどからお話に出ておりますが、

我が国におきまして、弁護士や外国法事務弁護士に雇用されて、資格取得国の法に関する知識に基づいて労務の提供を行った場合には、1年を超えない限度で3年に算入することができることとなっております。これは先ほどのインドの事例と同じように、外国弁護士としての法律事務を取り扱ったとは、本来認められないものでございますが、一定の上限のもとで、一部算入を認めるという趣旨でございます。

このような例外を認めている理由といたしましては、我が国における労務提供は、法律事務を行うものではないものの、その内容は外国における若い弁護士の仕事内容と共通する部分が多い。また、我が国の弁護士、外国法事務弁護士の適正な監督を受けていることから、職務経験期間の2年以上を、外国弁護士として、法律事務を行ったという経験を有するというを前提として、1年を限度として、職務経験期間内に算入しても、特段の弊害はないと考えられるため、このような制度になっているということでございます。

あとは参考でございますが、資料4～6でございますが、これは外国法事務弁護士の登録者の推移、あるいは原資格国別及び国籍別の内訳について、掲げさせていただいております。参考として、御参照いただければと思います。

今、申し上げましたことを踏まえまして、今回いただいた御提案について、お話をさせていただきます。

職務経験要件の廃止についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、我が国の外国法事務弁護士制度は、外国における弁護士資格を有する方を、試験あるいは選考しないで、その資格に基づいて承認を与えて、国内において、弁護士と同様の活動することを認める制度でございます。

そこで、依頼者保護の観点から、当該申請者の資質、能力等にある程度の保証がどうしても必要であるという基本的な考えがございます。そういったところで、原資格国において、少なくとも3年の弁護士としての実務経験を有し、その国の弁護士会あるいは監督機関からの監督を受けて、弁護士倫理の点でも、何ら問題なくお過ごしいただいたということの確認を通じまして、資質、能力等を見ようという趣旨でございます。我が国の司法制度におきまして、合理性のある、必要最小限度の要件であると考えております。

また、どこで職務経験を積んだかという点に関しましては、先ほども申し上げましたとおり、職務経験に地理的な制限はないわけでございます。あくまでも弁護士資格に基づいて、法律事務を行った経験の有無を考慮しているところでございまして、原資格国か第三国であるかは問わないところでございます。

また、我が国の労務提供についてお話がございましたけれども、これは本来的に外国で弁護士として経験を積んだものとは、異なるものでございます。そういう意味では、2年以上の外国弁護士としての職務経験を経ていただいた上で、1年を限度として、日本で働いた年数の算入を認めるものでございます。このような性質の違いから、さらなる緩和は困難ではないかと考えております。

次に外国法事務弁護士関係の手続についてでございます。法務省としても、できるだけ

簡素、合理化の努力をしているところをごさいます、具体的には承認指定申請の手引と呼ばれているガイドラインを、平成22年度に大幅に改定いたしました。手続の合理化を相当地に実現したものと考えております。

具体例を1つ挙げますと、申請人に自分の資格や経歴等について記述していただきます申述書というものがございしますが、従来は30ページぐらい、かなり大部なものをお願いしておりました。しかし、ここは思い切った簡素化を行いまして、現行の様式ですと4ページ程度になります。事実関係がはっきりしていれば、記載にもお時間がかからないような形になっております。このように、法務省としては、可能な範囲で申請人の負担軽減を図っているところをごさいます、今後も改善すべき点があれば、対応につきまして、検討していきたいと考えております。

もう一点、外国法事務弁護士個人ではなく、事務所単位での登録という話もいただいていたところをごさいます、冒頭に説明いたしました制度の概要からも明らかなとおり、外国法事務弁護士の資格は個人を対象として付与されるものでございしますので、こういったことを考えますと、我が国の弁護士制度はもとより、他の主要国を見ても、同様の制度をとる国が多いと考えておりますので、これは困難ではないでしょうか。

あと、有限責任制度の導入という点に関してお話をいただきました。我が国の弁護士につきましては、依頼者保護や実際の業務内容等につきまして、無限責任を負っていただくというのが、法律上の考えでございします。弁護士法人におきましても、基本的には社員個人の人的信用を基礎とする法人でございしますので、法人の債務に関しましては、社員が無限連帯責任を負うこととされております。このような観点から、外国法事務弁護士につきましても、同様の無限責任があるわけでごさいます、外国及び日本双方の法律事務において、有限責任制度を認めるということにつきましては、弁護士制度、外弁制度の根本的なところでごさいますので、これは慎重な検討が必要となるのではないかと考えられます。にわかには困難なところがあるかと思ひます。

複数事務所と外弁法人設立について申し上げます。我が国の弁護士及び外国法事務弁護士につきまして、複数の事務所を設置することは、法律により禁止されております。その主な理由は、複数の事務所の設置を認めた場合、ある意味で、常時指揮監督するのは、弁護士にとりまして困難でございしますので、いわゆる事務員等が法律事務を扱う、非弁活動の温床になるおそれがあると言われております。また、弁護士会による指導、監督の実効性の確保が、そういった意味でも困難となるということでごさいます。

ただ、弁護士法人につきましては、従たる事務所の設置が認められているので、従たる事務所につきましても、弁護士である社員の常駐義務が原則化されております。非弁活動の防止という観点での配慮がなされているわけでごさいます、いずれにしても、弁護士法人に関しては、複数の事務所を法律上認めることが可能となっております。

これに対して、現在、外国法事務弁護士については、弁護士法人に該当する制度が設けられておりませんので、複数事務所の設置は不可能となっております。この点につきまし

て、弁護士に認められている法人化について、外国法事務弁護士にも可能とする立法を行うべきであるといった旨の指摘を今までいただいてまいりまして、法務省と日弁連での検討を経た結果、外国法事務弁護士が法人を設立することを可能とする方向で、外弁法を改正することを過去に決定いたしました。

この法案の内容につきましては、資料としておつけさせていただいておりますが、資料7でございます。内容といたしましては、外国法事務弁護士が社員となり、外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人を設立することが可能となるということで、これによって、法律事務の国際化、専門化、複雑多様化に的確に対応することが可能となるという趣旨で、この法案を作成したところでございます。ただ、非常に残念でございますが、この法案につきましては、昨年の第180回通常国会に提出されました後、国会閉会后、第181回臨時国会で衆議院が解散されて、廃案となってしまったところでございます。

そういったところで、先ほどいろいろお話をいただきましたが、法務省といたしましては、いずれにしろ、外国法事務弁護士の法人化につきましては、何とか法人の設立ができない状態を解消したいと考えておりまして、できるだけ早期に法案の設立に努めてまいりたいと考えております。

以上、今回いただいた御提案につきまして、当方の考え方を御説明いたしました。御指摘いただいた点は、様々な事項に及んでおりますが、現在の弁護士制度及び外国法事務弁護士の制度の根幹にかかわるようなものも少なくないというのが、率直な感想でございます。しかしながら、法務省といたしましても、いろいろと御要望をいただいたところにつきまして、切実にお伺いした上で、外弁法の改正を初めとして、改善が可能な部分については、対応していくところでございますので、この点は何とぞ御理解いただきたいと思います。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に関する議論に入りたいと思うのですが、私から最初に感想と1点質問をさせていただきます。

まず私の意見ですけれども、法務省で外国法事務弁護士による法人設立を可能にする方向の制度整備を早期にやりたいということをお願いしたのは、大変いいことだと思っております。過去に法案も出されたということですので、それはやっていただければと思います。

先ほどの複数事務所を法人化していない状況で認めるべきかどうかということについては、確かに国内の弁護士にも認めていないわけでありまして、非常に合理的なお話がいただけたと思っております。

それから、有限責任については、根幹にかかわることは間違えないのですが、先ほど伊藤先生から、今、日弁も海外進出している中で、そういう観点も持つべきだということをおっしゃっていただいて、それは大事なことだと思うのですが、日本の弁護士業界の言わば国際競争力強化という観点から、近年、監査法人なども有限責任が認められたところで

もありますし、弁護士法人の有限責任化というのは、個人的には大いに検討していただきたいと思っています。根幹にかかわることはもちろんでありますけれども、そう思うわけでございます。

1点、意見を交えた質問なのですけれども、外弁登録の職務経験、実務経験なのですが、依頼者保護の観点からというのが、率直に申し上げて理解できないのです。と申し上げるのは、日本法についての法律事務はできないわけです。外国法についての法律事務しかやらない。外国ではその資格があれば、当該外国法に関しての法律事務ができることになっているわけです。ということは、例えば日本人がイギリスで登録した直後の弁護士に法律事務を依頼することもあり得るわけで、何故日本で依頼するときは3年という実務経験が要求されるのかというのは、率直に申し上げまして、非常に不思議に思えます。資格を持っている人にさらに要求するということです。

さらに実務経験というのを、日本国内での労務提供を一定しか参入できないようにしているというのは、事実上、新規参入の障壁を作っているとしか思えなくて、特に先ほど御紹介のあった、わざわざ本国なり第三国に行って、形式的に言わば経験を積んで戻ってくるということが、実際に行われているとすると、これは正直言って、余り意味のない参入障壁になっていると感じまして、できれば実務経験要件を撤廃するか、せめて国内3年でもOKとするべきではないかと思った次第でございます。

すみません、長くなりました。

他の委員の方、いかがでございましょうか。

○大田議長代理 今の点はよろしいのですか。

○大崎座長 法務省としては、多分それは駄目なのです。

○法務省（飯島課長） 今、座長からお話いただいた点でございますが、日本で活動する弁護士と言わば外国法事務弁護士を、能力、資質、倫理の点において、イコールフッティングにしようという考え方でございます。

日本の弁護士の場合ですと、試験制度がございまして、今、伊藤先生からもお話がありました、試験制度に基づいた形で、その後、司法修習も経たところで弁護士になられるわけでございますが、外国の場合ですと、いろいろなケースがございまして、千差万別でございまして、そういったところを踏まえまして、資格プラス保証の面で3年の実務経験としております。原則、外国で外国法の資格を取った、それを活かしたところでやっていただきたいと考えておるところでございまして、日本1年のみというのが、例外措置でございまして、日本3年といいますと、例外措置の方が大きくなってしまいうところでございますので、現在のところ、そういった考え方でございます。

○大崎座長 現在の制度のたてつけはそうだろうと思うのですけれども、あくまでも、外国の資格で外国法についての事務をするという話です。ですから、例えば相互承認的に日本の資格を与えるという話になると、当然過重要件を課すというのはもっともな話だと思っておりますが、既に資格を持っている人に、しかも、その仕事をするために要件を課すとい

うのは、合理性が全くないと思えないです。これは私の意見なので、法務省にそのはずだと思いませんかと言っているわけではありません。

他の委員の方、いかがでしょうか。どなたからでもどうぞ。

○林委員 今、座長がおっしゃった個人の意見には違和感を覚えます。実務経験の要件は、参入障壁という形では、世界の各国の情勢を見ると、そういう捉え方はされておられません。先ほど伊藤先生からも御紹介があったように、米国では、外国弁護士を受け入れる制度自体がない州が22州もあるわけですし、また、日本における外国法事務弁護士の370人のうちの140人ぐらひはアメリカだと思えますけれども、ニューヨーク州も、カリフォルニア州も、先ほど御紹介があったように、はるかに長い要件を課しているわけですし、そういった世界の情勢から見て、この制度のたてつけは、意味のない形式的な参入障壁とは捉えられていないと思います。

各国の法曹の制度というのは、実に様々です。今日、ヒアリングにいらした外国法事務弁護士の先生方お二人は、英国のソリスターの資格でいらっしゃいますが、例えば英国ではバリスターとソリスターは全く別個の資格でして、試験も、トレーニングも別でありますし、ソリスターの業務は、日本の弁護士法72条のような、独占の業務ではないと理解しております。そういったように、各国様々な職種がございます。

日本は、弁護士以外に、司法書士、行政書士、税理士、様々な職種もございます。国家がどのような制度でこれをしていくかということは、それぞれの国で設けられた、冒頭、大臣もおっしゃられたように、その文化と歴史の中で作っているものでございますから、形式的な参入障壁ではないということを申し上げたいと思います。

この中で、日本は各国に比べて非常に要件緩和をしてきております。もともと外国法事務弁護士の制度は、外国人の弁護士の方が、日本で業務をされることを想定したと思えますけれども、登録者370人のうちの最も多い国籍は米国が135人、日本が74人という2番目の順位になっておりまして、そういった現象も起こっているわけです。

あと、もう一つ申し上げておきますと、先ほどの資料1-1のプレゼンの中に、クライアントのニーズということがありましたけれども、日本で外国法事務弁護士登録をしていない外国資格者は、これを外国弁護士と申し上げますけれども、その方々が行っているのは、クライアントに対する直接の業務ではありません。したがって、クライアントへの対応で支障を生じるということは、本来ないはずですが、もしそれがあるとしたら、それは違法な行為をなさっていたということになってしまいます。その意味で、原資格国での実務経験を踏まれるということが、本来の原則だと思っております。

○大崎座長 今の点、よろしいですか。

○乗越外国法事務弁護士 今回のクライアントのニーズという点について、どういう趣旨かということをおっしゃると、ここで申し上げておりますのは、正に林委員が御指摘になりました、外国弁護士は、日本で外弁登録をするまでは、クライアントに対してアドバイスをしてはいけないという点が、支障になっているということでございます。

例えば私どもの原資格国法でありますイギリスから、東京に経験を積んだパートナーが来た場合であっても、彼はクライアントからアドバイスが欲しいと言われても、外国弁護士にすぎないものですから、アドバイスをしてはいけないことになっております。正にそれをここで申し上げているわけでございます。

○安念委員 これは法律の解釈が違うでしょう。弁護士法72条は、法律事件に関する法律事務だけが日本弁護士の独占なのですから、それに当たらないコンサルティングは幾らでも適法にできるのです。何の問題もないです。

○林委員 もう一つ申し上げますと、今のような本国で御経験豊富な方は、簡単に外国法事務弁護士として登録できるわけです。3年の実務経験がおありですからね。

○大崎座長 どうぞ。

○乗越外国法事務弁護士 それはかなりの部分がそうかもしれませんけれども、私が前におりました事務所におきましては、申請者が過去いろいろな国で仕事をしていたという関係もありまして、申請の過程で要求された書類を要求された形で提出することが容易でなく、1年以上登録ができなかったという事例もございます。それはもちろん個別の事例の問題で、非常に不幸なことではございましたけれども、林委員がおっしゃいますように、そういう経験を積んだ者は、すぐにできるだろうというのは、必ずしも当たらないということですよ。

それから、安念委員がおっしゃいました、コンサルティングはしてもいいだろうというのは、私どもとしては、本当にいいのかどうかというのは、非常に恐いところがございます。コンサルティングと法律アドバイスの違いというのは、非常に難しゅうございますので、私どもとしては、日本の弁護士法違反になりそうなことはしたくないというのが本音でございます。

○大田議長代理 素人考えでは、大崎座長が言われたように、その国の資格を取れば、その国の法律の弁護士はできるのではないかと思うのですけれども、林委員からは、海外でもいろいろな経験を、特にアメリカでは要求されている。これに対して、お二人から反論があれば、お願いいたします。

2点目に場所なのですけれども、原資格国でなくても、海外どこでもいい。それなら、何で日本がいけないのか。韓国でやるのはいいけれども、何で日本がいけないのかという点が分からないというのが2つ目の質問です。

それから、有限責任にしたときに、どういうデメリットがあるのかということが分からなかったもので、これをお聞かせください。

もう一点、承認登録手続に非常に時間がかかるというのは、実際に外弁の方がおっしゃっていることと、法務省、日弁連がおっしゃっていることとの間に結構違いがありますので、これは三者で対応策を協議する場を作るということはできないだろうか。最後の点は提案です。

○大崎座長 順番でどうですか。崎村さん、どうぞ。

○崎村外国法事務弁護士 他国が実務経験を必要としているかということに関しては、私はイギリスというところが、その経験を必要としないので、正直必要でないと思います。イギリスの方法というのは、国ごとに見ていって、この国の資格保有者というのは、きちんと規制されているので、イギリスにおいても外国法の弁護士としての実務提供は許す。それは国ごとに見ていくので、手間はかかるのですけれども、そういったことをしております。ですので、そういった国の資格保有者としては、海外においても、日本は撤廃を要求していくべきではないかと思います。

もう一つ、韓国での実務提供がよくて、なぜ日本ではいけないのかというのは、おっしゃるとおりだと思います。実質的に実務経験を積んでいる質を見ないということであれば、場所というのは、基本的には関係ないのではないかと思います。反対に日本における質が、例えばトレーニングがよい事務所等で高ければ、なぜそれを認めないのかと思います。

○大崎座長 どうぞ。

○法務省（飯島課長） 1点目、他国がよくて、なぜ日本がというところでございますが、他国でお仕事をやっていただくということにつきましては、当然原資格国であれば、原資格国の弁護士としてお仕事をされます。他国でやるケースにおいても、日本と同様に外国弁護士を受け入れる余地があって、そこで外国弁護士として、御自身の名前でお仕事をされる、そういった経験を我々はお願いをしているところでございまして、それが最低2年お願いしたいということでございます。

あと、日本の1年というのは、質が違ってございまして、御自身が日本の弁護士として仕事をするのではなく、弁護士あるいは外国法事務弁護士に対しまして、言わばその指揮命令のもと、労務を提供する。下働きとっては恐縮でございますが、命令があれば、外国の法制を調べるといったことですか、そういったことを、あくまで外国法事務弁護士と弁護士に対してのみ行うといったところで、根本的な違いがあると考えております。

次の有限責任についてでございますが、これにつきましては、大きなところでございまして、依頼者保護ということでございます。今、弁護士及び外国法事務弁護士は、無限責任と申しますか、少なくとも顧客の方に対して、法律事務について見解を示す、ないしは依頼を受けてもろもろのことをやるときに、1つの縛りとしたしまして、それでかなり重大なことは訴訟でございますとか、法律事務になりますと、事件があったときには、ある意味、顧客の方はかなり深刻なところで御相談に来るわけでございます。そういったところに対しまして、弁護士とされましては、しっかり応えるのに、現在、顧客に対して、少なくとも、損害を与えたようなケースについては、無限の責任を負っていただくという、そういった制度になっております。

同じような建付けで、外国法事務弁護士も、もともと個人で仕事をお受けいただくということで考えておりますので、そこは各士業、弁護士だけではなく、現状は同じような形でやっているところがほとんどだと思いますので、根本的な話だと思います。

3点目の申請手続に係る協議の場を設けたらどうかということでございますが、これに

つきましては、我々法務省といたしましても、御要請のある団体につきましては、お話をいただければ、窓口を常に開いてございまして、お話したいということであれば、現状におきましても、伺っているところでございます。

あとは、日弁連等の三者でというお話でございしますが、これにつきましては、にわかにお答えできないところでございしますが、お話としては、承らせていただきました。

○大崎座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○安念委員 アメリカが日本よりも厳しいというのは、ある意味で当たり前で、アメリカの50州の大部分は、御存じだと思いますが、ど田舎なのです。要するに外国の弁護士が働く需要なんて、そもそも存在しない。そんなところで誰が働きますか。そもそも要らないのです。

次に他のところでも、外弁については、面倒な要件を言っているということですが、カリフォルニア、ニューヨーク、ワシントンDCは、アメリカの50州の中では、資格を取るのが難しいところですが、日本と比べれば格段に易しいわけです。つまりそこでの資格はそもそも取りやすいわけです。日本みたいに資格の取りにくい国は、恐らく先進国の中には存在しないわけです。ですから、その点の違いを無視して、日本よりも外弁にとって厳しい国があるという議論は、そもそも成り立たないと考えています。

次に依頼者保護ですが、これは今までの議論を伺っていると、私も弁護士だけれども、これは日本のロイヤーワールドの議論そのものです。つまりあてがいぶちでクライアントを保護しようとするのです。そうではなくて、情報公開さえすればいいんです。外国でどういう経験を積んだとか、有限責任だとか、そういうことはどちらでもいいのです。普通の庶民は外弁に相談には行かないのです。だから、それはクライアントに選ばせればいいのです。無限責任でないと嫌だという人は、そこへ行けばいい。例えばニューヨーク州で10年の経験がないと嫌だという者は、そこへ行けばいいのです。そんなものをあてがいぶちで、これがいいはずだというのは、マーケットを全然知らない人の議論で、完璧にナンセンスだと思います。

でも、これを言っても、日本のロイヤーワールドでは通用しないこともよく分かっております。

○大崎座長 今のお話で思ったのですけれども、有限責任に関しては、法務省がおっしゃることとは、逆に近い議論が世界では行われていて、今、御存じのとおり、世界の法律事務所はみんな巨大化しているわけですが、巨大化するには有限責任化が必要なのです。無限責任のまま巨大化したら、すごいことになりますので、無限責任が日本の弁護士法人の成長を妨げている。利用者保護になっているどころか、巨大化した事務所は総合的なサービスが提供できるから、利用者をより保護できるのに、それができないようになっているということは、御理解いただきたいと思います。

○安念委員 恐らく株式会社の歴史を見れば、そのとおりです。昔は株主も無限責任だっ

たのです。だから、成長しなかったのです。

○大崎座長 今、株式会社は有限責任だから取引しないという、変な人はいないですね。

○安念委員 合弁会社の方がいい、そんな人はいるわけありません。

○大崎座長 どうぞ。

○松村座長代理 まず大崎座長は個人的な感想だといったのですが、全ての点に関して私も賛成です。したがって、1人だけの考えではないということを御理解いただきたい。

次に、他の国では、日本よりもっと厳しい運用をしている国もあることは分かりました。したがって、日本が一番駄目な制度で、一番下ではないということは、十分に分かったのですが、規制改革会議の立場では、他に駄目なところがあるから、我が国もやらなくてもいいという態度はとらないというのが大原則で、世界の中で一番合理的だと思われるところに追いつこうというのが、基本的な態度です。他の国で日本より厳しいところがあるとか、日本より遅れたところがあるから、日本もやらなくてもいいというのは、決してとってはならない態度だと思います。

その上で、世界ではもっと合理的にやっているように見えるところもあるわけですから、無条件でそろえるということではないけれども、それがもし真に合理的であるとするならば、やはりそろえる、そこに追いつくかそれより更に良い制度を作るべき。したがって、今までの規制、例えば実務経験3年ということで担保できる程度のものは、どれほど合理的なものなのかということに関して、疑問が出ている以上、それがいかに合理的かということを中心に説明しない限り、つまりこのような規制を課す方が遅れているのではないと証明しない限り、世界の最も効率的な事例に合わせるように努力すべき。

有限責任化に関しては、御指摘のとおり、外弁制度の話ではないというのは十分に分かりました。これは外弁を差別しているのではなく、全般としてそうなのだ。したがって、正に制度の根幹にかかわることで、弁護士制度全体のことだから、外弁制度の改革という文脈ですぐにやるのは極めて難しいというのは、とてもよく分かりました。ただ、この問題の重要性は、更に大きいとも言えるわけです。外弁だけでなくすべてに当てはまる問題なわけですから、今すぐできないとしても是非検討していただきたい。

もし何の手当もせずに漫然と有限責任制度を導入するとクライアントに深刻な問題が起こるとしても、無限責任を維持することだけが保護の手段ではないと思います。他の手段を考えることも十分にあり得ると思います。そのような代替的手段に比べて、無限責任制度を維持することが最も優れているのだということを言えなければ、日本の弁護士制度全体の改革として検討すべき課題ではないかと思います。

以上です。

○大崎座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○林委員 今、松村先生がおっしゃられた点は、多々賛同するところがあるのですけれども、最初の点、職務要件については、世界の他の国の方が駄目な制度ということではなく

て、むしろそれぞれの国において、その国の制度において、判断されているところが違うということでありまして、決して年数が長いところが駄目だ、日本の3年の方が、それより駄目ではないという議論ではございません。もしかしたら、4年、5年を設ける国の方が良いのかもしれませんが。今までの交渉の中で、今、日本は3年という要件を選択しておりますが、決してそれは駄目という基準ではないということだけ、申し上げておきたいと思えます。

○大崎座長 どうぞ。

○松村座長代理 私はその議論は全く受け入れられません。申し上げた通り、それが合理的であるということを示すということ、正に現在の制度が駄目ではないということを示すことなのだと思います。したがって、他の国でこういうところがあるからOKなのではなくて、これがいかに合理的な制度なのかということを示すことが必要です。これができれば、むしろそちらの方が進んでいる、合理的であるということの証明になるわけです。しかし利害関係者ではない多くの人々が、必ずしも合理性があるとの説明に聞こえなかった、説明に説得力がないと思ったということは、その証明がきちんとできていないということだと思います。職務経験を課するのが、保護として本当に合理的で、他の代替的な手段よりも優れているということがきちんと証明されて初めて、これが合理的だと言えると思います。

以上です。

○大崎座長 どうぞ。

○林委員 今の点なのですけれども、原則と例外が逆転しているのではないかと思います。特に申し上げたいのですけれども、英国ではソリスターの業務は、法律上独占されていませんから、ソリスターの資格がなくてもできるわけです。それはすごく例外的なのです。そういう英国のような制度と日本の制度を横並びに議論するということは、そもそもできないと思います。弁護士法の72条という原則があって、その例外をどのように緩和していくかということで議論してきたわけですから、その点で、松村先生とは考え方が違うと思います。

○大崎座長 議論が尽きないところではございますが、時間の関係もございまして、本日のこの議題に関しては、このぐらいにさせていただきたいと思えます。皆様、お忙しいところ、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題です。話題が変わってしまって恐縮なのですが、空港にかかる規制改革要望ということで、今、意見を述べる方に入っておりますので、少々お待ちください。

(乗越外国法事務弁護士・崎村外国法事務弁護士・伊藤弁護士・法務省関係者退室)

(日本経済団体連合会・国土交通省関係者入室)

○大崎座長 それでは、よろしいですか。お待たせしてしまいまして、申し訳ございませんでした。

それでは、空港にかかる規制改革要望ということで、本規制改革要望の要望主体であります、日本経済団体連合会から根本産業政策本部長、空港規制の所管省である国土交通省航空局から甲斐次長、和田首都圏空港課長、平岡航空事業課長、鈴木管制課長、小林航空ネットワーク企画課航空交渉室長にお越しいただいております。

それでは、まず日本経済団体連合会から要望についての御説明をお願いいたします。

○日本経済団体連合会 日本経済団体連合会産業政策本部長を務めております、根本と申します。

本日このような機会を頂戴いたしましたことに対して、御礼を申し上げます。

私からは、規制改革会議に提出させていただいております、羽田空港の離発着枠の拡大を中心に要望を申し上げさせていただきます。なお、空港規制というお題を頂戴しておりますので、関連する課題につきましても最後に少し触れさせていただきます。

資料につきましては、お手元の資料2-1としてお配りをさせていただいております。

要望は4ページ目にまとめて入っておりますけれども、そこに至るまでの考え方から御説明申し上げます。

1ページ目でございますけれども、航空需要増加への対応ということで、空港規制の見直しの必要性について述べております。改めて申し上げるまでもなく、今後、日本は人口が減少していくということが必ず起こる状況でございます。その意味するところは、内需が低迷していくということであり、それは航空分野においても避けられません。とりわけ、地方部においてその傾向が顕著になるということは、蓋然性が高いと存じます。

一方、経済のグローバル化が進展いたしまして、アジア太平洋地域での経済活動が急成長を遂げてまいります。その意味するところは、航空需要がこの地域においてさらに拡大するというところでございます。

こういった経済状況の中で、日本といたしましても、産業あるいは都市の国際競争力を強化していかなければなりません。その際には、海外の成長を取り込むということが必要不可欠でございまして、そのためにも海外の窓口である空港機能の強化が必要になってまいります。

また、日本が目指しております観光立国の実現、あるいは地域活性化といった観点からも、訪日外国人を、さらに増やしていくことが重要でございます。当然ながら、島国である日本にとりましては、航空サービスを利用して訪日しやすい環境を整備することが必須となります。

また、2020年の開催が決まりました、東京オリンピック、パラリンピックによる訪日外国人の大幅な増加がございます。こちらは短期間に急増することが想定されておりますので、そういったことにも備えることが重要でございます。

加えまして、多様化するニーズへの対応として書かせていただいておりますけれども、LCCあるいはビジネスジェット等、様々な航空サービス需要が出ております。こういったことへの対応も十分に図っていく必要がございます。この意味でも、首都圏空港の機能を強

化していくための規制の見直しが求められております。

2 ページ目から3 ページ目にわたりまして、ごく簡単に羽田空港及び成田空港における規制の現状につきまして、私どもの認識を書かせていただいております。羽田空港につきましては、沖合に埋め立てで建設されていることもございまして、現状24時間の離発着を可能にさせていただいております。

ただ、滑走路の形状を踏まえ、風向きや時間帯に応じた非常に複雑な管制コントロールの下にあるという認識でございます。

したがいまして、管制処理能力という観点から、現状、発着回数には5分、15分、30分、あるいは1時間という、時間ごとの規制が設けられておまして、非常に需要の多い空港ではありますけれども、ピーク時の離発着枠が相当程度に抑制されております。順次拡大はさせていただいておりますけれども、需要に対して、まだ足りないという状況が続いていると理解しております。

3 ページ目は、成田空港でございます。

内陸に位置する空港でございますけれども、そのために空港開設以来の課題でございますが、騒音の軽減が必要でございまして、なおかつ23時から6時の深夜時間帯には、原則として離発着ができないということになっております。

また、滑走路ごとの発着回数制限でございますけれども、1週間当たりの規制値が設定されている他に、管制処理能力の観点から、A、B両滑走路それぞれとそれらの組み合わせに対して、規制値が設定されていると理解しております。

ただ、こういった規制値につきましては、成田空港では、いわゆるスライディングスケールという考え方を導入されて、その有効活用を図っているという理解でございまして、こういう考え方は技術的な問題でございますので、推し進めていただけたら、ありがたいと思っておるところでございます。

4 ページに羽田空港の発着規制の緩和に関する要望をまとめさせていただきました。

現状、羽田空港の発着枠の規制値につきましては、現在の管制処理能力を踏まえたものであり、これが定時運航にも役立っていると理解しております。ただ、増加する航空需要、多様化する航空サービスに対しまして、首都圏の空港の競争力を強化するという観点からも、さらなる処理能力の拡大が求められているところでございます。

今後、予定されております、管制処理能力の向上に加えまして、例えば成田空港で導入されております、スライディングスケールといった考え方を導入することによりまして、単位時間当たりの発着枠の柔軟な運用の検討をお願いしたい。しかも、早期をお願いをしたいと考えているところでございます。

さらに、スライディングスケール等々の技術的な解決の他に、中長期的な課題にはなりませんけれども、いわゆる横田空域の利活用の問題、騒音問題の解消、こういったことを工夫しながら、首都圏の空域の有効利用についても、今後さらに検討を進めていただきたいと思いますと思っておるところでございます。

以上が今回の一番の要望の趣旨でございますけれども、以下、関連する課題について、少し時間を頂戴したいと思っております。

5 ページ目でございますけれども、地方空港等における出入国手続の利便性の向上の問題を取り上げさせていただきました。

離発着枠の処理能力拡大とあわせまして、経済界といたしましては、地域活性化あるいは観光立国という観点から、地方空港における出入国手続の利便性を向上させることが必要であると考えてございます。

ご承知のとおり、CIQにつきましては、税関、出入国管理、あるいは検疫ということで、おおむね4省庁にかかわる課題になってございます。それぞれの専門知識を有する審査官が、現状、担当している状況でございます。

地方にまいりますと、国際線の定期便が存在しない、あるいはその便数が少ない空港が多数でございます。係官の常駐もなく、国際線の到着便にあわせて係官が派遣されるという状況がございます。

そのために、派遣をいただきます人員や時間などに制約がございますと、国際線の到着時刻が、こうした制約に左右されかねない。CIQそのものに時間がかかってしまうという課題がございます。

こうした地方空港におきましては、CIQの業務を一元化する、あるいは省庁間連携をする、あるいは委託をするという考え方によりまして、ユーザー側の利便性を高めることが必要になっていると認識をしているところでございます。

6 ページ目にまいりまして、その他の課題でございます。

経団連といたしましては、従前からビジネスジェットの受け入れにつきましても、促進をお願いしております。

ビジネスジェットにつきましても、CIQの問題が依然として存在しているということは、御承知のとおりでございます。

なおかつ、成田空港にビジネスジェット専用の駐機場等を整備いただいたところでございますけれども、都心までのヘリコプター便につきましては、成田空港に直接降りられないという制約がございます。VIPの到着時にそういった対応でよろしいのかどうかというところは、ビジネスの観点からも問題があるところでございます。もちろん安全確保が大前提でございますので、そちらを優先しなければなりません、何らかの工夫の余地はないものかと考えているところでございます。この問題は成田空港だけに限りません。首都圏その他の空港におきましても、同様の考え方でございます。

その他課題の2つ目でございますけれども、羽田空港の国際線旅客ターミナルの拡充でございます。2014年3月末から、国際線の旅客ターミナルの拡張が予定されておりますけれども、今後の訪日観光客の増加、あるいはオリンピックの開催などを視野に入れますと、さらなる施設の拡張が必要になると存じます。

さらに、CIQの円滑化に向けて、入国審査における自動化ゲートの活用等々も必要になっ

てこようと考えておりました、こういった部分での工夫を是非お願いしたいということでございます。

なお、先ほどの成田空港の問題とあわせまして、都心へのアクセスに関する課題が、羽田空港、成田空港ともにまだ残っておりますので、この部分はさらに工夫が必要で、是非お願いをしたいと考えております。

3つ目、空港コンセッションの問題でございます。PPPあるいはPFIの分野にかかわるものでございますけれども、空港のコンセッションそのものにつきましては、私どもとしても、大変有効な施策ではないかと考えております。ただし、空港ビルのみならず、様々な施設、空間等の利用を自由に行えるような工夫をしていただきませんと、民間の参入というのは、なかなか難しいというのが現状ではないかと考えておりました、さらなる柔軟な制度設計をお願いしたいところでございます。

また、国際航空貨物のセキュリティーと物流円滑化の問題が出てきております。現状、諸外国、特に米国の関係がございまして、航空貨物のセキュリティー対策の拡充が必要になってきてございます。今時点におきましては、米国向け旅客便のみを対象としております、貨物の100%スクリーニング検査が、来春から全ての国際旅客便に拡大される予定と承知しております。

日本といたしましては、KS/RA制度と呼ばれる、運送人と荷主側のそれぞれが努力していくということで、対応していく方針と理解をしておりますけれども、非常に要件が厳しくなっております、荷主側において対応できないところも出てきていると伺っております。こちらへの対応を誤りますと、物流が滞るという事態にもなりかねませんので、こちらへは万全の対策で臨んでいただきたいと考えているところでございます。

最後はトランジット・ビザ発給方法の見直しでございます。日本を経由いたしまして、外国に向かう旅行者に対して、日本では最大14日間の滞在を認めるトランジット・ビザがございすけれども、現在はあらかじめ在外公館の窓口で申請を取得するの必要があり、取得機会が非常に限られていると考えております。観光立国を標榜するわが国といたしましては、主要国際空港での発給やネットでの申請・受給など、発給方法を見直す必要があると考えております。例えば、72時間以内のトランジットであれば、ノービザで行ける等々の施策を行っている国もございすので、日本としてもできるはずでございすので、そういった活用も是非お願いしたいと考えているところでございます。

以上、羽田空港の離発着枠の拡大と関連する課題について、言及をさせていただきました。

私からの冒頭の発言は以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

今、お話のあった点は、全部が全部国土交通省の所管ではないと思うのですが、他省の所管のことについても、もし御意見があれば、言っていただければと思います。

国土交通省、お願いいたします。

○国土交通省（甲斐次長） 国土交通省航空局次長の甲斐と申します。

今、日本経済団体連合会さんから、かなり広い分野の御意見がありましたけれども、今日は少し絞ってプレゼンテーションを差し上げて、残った課題につきましても、言及させていただこうと思っております。

それでは、お手元の御説明資料、3ページをお開けいただきたいと思えます。

空港の容量と申しますのは、滑走路の最大処理容量、言わば理論値に対しまして、滑走路の数、長さ、配置の問題、運用の問題、飛行ルート、空域構成、騒音対応といった環境の影響、ターミナルや駐機場といった地上施設によって決定されます。

羽田空港では、井桁といいまして、4本の縦横の形をした滑走路で運用しており、離発着機の交差が起こってきたりとか、あるいは離陸前や着陸後の航空機の滑走路横断といった問題が生じまして交錯します。ハザードと呼ばれる制約がございます。

また、環境問題によって飛行経路が設定されており、こういった問題で処理容量が制限を受けていくことになります。

2ページにお戻りいただきまして、このような制約の中でありましても、私どもは4本の滑走路を管制するに当たって、管制官の慣熟を見ながら、あるいは国際線ターミナルの増設等の状況を踏まえまして、現在、最大限の活用をすることとしています。

すなわち、来年の夏ダイヤからは、羽田空港の昼間の時間帯につきまして、1時間当たりの発着回数を、出発、到着それぞれ37回の計74回から、それぞれ40回の80回に増やすこととしております。

14ページをお開きいただきますと、羽田空港は4本目の滑走路が供用開始された、2010年10月に国際定期便を導入しています。それまではチャーター便で深夜に入っております。

管制の慣熟を見ながら、30.3万回から39万回、このとき国際線6万回、昼間3万回、深夜・早朝3万回です。その後、今年の春、3月31日以降、国内線を2万回増枠しております。来年度44.7万回ということで、ここは国際線のみ3万回増やすという状況でございます。

先ほど5分値、15分値という話が出ました。羽田の場合は30分値はございません。5分値と15分値です。なぜ15分値と5分値が必要かということですが、これは処理容量を規制するというよりも、航空機の定時運航の観点から、局所的に航空機の離発着が集中することを避けるために、1時間値の中で、15分値と5分値を決めて、航空会社のダイヤの平準化を図るという趣旨が一番大きくございます。

また、安全上も、このような規制値がありませんと、例えば00時間帯直後に便が集中し、一時的に管制官の処理容量を超え、航空機の空中待機や地上待機が増え、慢性的な遅れが生じる可能性があります。このような点も勘案しまして、15分値と5分値を決めておりますので、処理容量の観点から申し上げますと、15分値、5分値を外しましても、処理容量が増えるわけではございません。

次に羽田空港の国際線の発着枠でございますけれども、5ページを御覧いただきたいと思っております。先ほど14ページで御覧いただいたように、2010年に4本目の滑走路の供用を開始した際に、国際線を昼間3万回、深夜・早朝3万回入れました。特に昼間の3万回につきましては、羽田空港の希少な国際線枠ということもありまして、羽田空港のアクセスの利便性を生かすために、近距離アジアビジネス路線を対象として、現在、韓国、香港、台湾、中国と航空協定を経まして、本邦、外国航空会社のそれぞれ16便が乗り入れております。

他方で、深夜・早朝の時間帯につきましては、6ページを御覧いただきまして、首都圏の国際航空機能の24時間化を目指して、欧米を含む主要都市と結ばれております。現在、14都市、23便内外の航空会社が就航しております。

なお、左下の就航都市の11都市というのは、外国航空会社の乗り入れ都市でございます。正確ではございません。本邦企業のみが乗り入れております、サンフランシスコ、パリ、フランクフルトの3都市が抜けておりますので、これは14都市が正しいものでございます。

ちなみに、国・地域は記載がありまして、就航都市が空白なものがございまして、これは羽田空港の乗り入れの権益を有する国でございますが、現在、就航がないところでございます。

7ページを御覧いただいて、来年3月末から3万回が増える部分につきましては、現在、順次航空交渉を行っておりますけれども、この機会にアジアの長距離路線、あるいは欧米路線といったものも含めまして、高需要・ビジネス路線の発着が可能となりますよう、イギリス、フランスなどの10カ国間で合意をしております。

以上、羽田空港につきましては、我々としても、4本の滑走路を最大限に活用しながら、長距離路線対応を続けておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に今日の要望の中にははっきりなかったわけではございますが、成田空港についてもいろいろ御意見がございまして。

9ページは、成田空港の沿革と現況でございます。後ほど御覧いただければと思っております。

10ページを御覧いただいて、開港前の昭和46年ごろから、千葉県知事と運輸大臣のやりとりで、23時から6時までは運航を認めないことが確認され、その後も平行滑走路の供用や成田空港の民営化の際にも、運用時間が厳格に守られてきたという経緯がございまして。空港周辺自治体、あるいは地元住民の理解なしには、カーフェュー時間の短縮は、なかなか難しゅうございまして。

ただ、このような中におきまして、私どもはカーフェューの運用を改善するために、11ページをお開きいただきますと、本年3月31日から、千葉県、成田空港の周辺の市長、成田空港、国土交通省の4者間の合意の上、現在の運用時間を前提といたしましても、航空会社の責によらない理由による遅延といったものについては、23時から24時までの離着陸が認められることになっております。この弾力的な運用につきましては、地元より、改めて現行のカーフェュー時間を厳守することが求められておりますので、当面はこの運用をし

っかり続けていきたいと思っているところでございます。

最後にその他課題いろいろ御意見がありましたけれども、私どもとして、今後、首都圏の空港の機能強化をどうしていくのかといったところについても、今、議論を始めたところでございます。

13ページは、羽田空港、成田空港の概要です。首都圏空港の主な空港でございます。両空港で年間1億人近い旅客数、貨物が280万トンございます。これは日本全体の旅客数で65%、貨物は70%を占めているわけでありまして。

14ページは、先ほど羽田空港を御説明しましたけれども、成田空港も来年度中に30万回に増やします。3万回増やします。首都圏空港全体で74.7万回といったものを見込んでおりまして、この着実な実施を目下最優先の課題とさせていただきます。

74.7万回、約75万回という水準は、15ページを御覧いただきますと、世界各国の空港でいきますと、パリ辺りと同水準です。また、アジア諸国でもトップクラスになってきます。

しかしながら、16ページを御覧いただきますと、首都圏というのは、インドやロシア、あるいはカナダに匹敵する大変大きな経済規模を持っているところでございまして、今後も羽田空港、成田空港というのは、首都圏において、人、物の交流を支えて、経済活動に不可欠な社会基盤として重要であり続けるだろうと思っております。

右下にありますように、アジアの主要都市でも、新たな滑走路あるいはターミナルの増設計画が進捗しております中、我が国もポスト75万回を念頭にさらなる機能強化を検討する必要がありますと考えております。

17ページにありますように、我が国の経済成長を支えます、首都圏の産業都市としての国際競争力の強化、観光立国に向けた訪日外国人の増加による旅行消費の拡大、地域活性化といった観点からも、アジアの成長力の取組といったものが欠かせないわけでありまして、首都圏空港の重要性、役割は、今後も続くと考えております。

私どもとしては、この際、いろいろな問題を議論していこうということでございますが、首都圏空港の更なる機能強化といったものに向けまして、羽田空港、成田空港にかかわらず、首都圏にかかわるいろいろな空港の使い方につきまして、具体的な検討に着手いたしております。

18ページにありますように、先日、交通政策審議会の航空分科会基本政策部会で、首都圏空港にかかわります、航空政策上の課題といったものを整理いただきまして、今後、首都圏空港機能強化技術検討小委員会を設置しまして、首都圏空港の機能強化にかかわります、技術的な選択肢を洗い出すという作業を進めていきたいと思っております。

技術的な検討課題、選択肢の検討の結果を踏まえまして、来年度以降、地元自治体、航空会社など、利害関係者も含めた検討の場を設けて、具体的な選択肢の精査、関係者との合意形成を行っていくことを予定しております。

以上が資料の御説明でございます。

その他課題につきましては、今回の資料では不足しておりますけれども、例えばビジネ

スジェットの受け入れ問題でございますが、我々としても、課題として非常に強く認識しております。首都圏の空港でありますとか、関空や名古屋といった、地方の都市のビジネスジェットについても、CIQも含めまして、関係省庁と連携をしながら進めていっております。

また、羽田空港の国際線旅客ターミナルの拡充は、来年の春を目指しておりますが、これも含めて、当然首都機能の拡大といった中の議論の対象になってくる。オリンピックに向けて、何ができるかといった問題も検討していく必要があると思っております。

空港コンセッションにつきましては、おかげさまで、民活空港運営法といった法律が今年通っております。それに伴いまして、仙台空港は民営化の第1号ということで、地元から来年度一步進めていただきたいということで、今、進めているところでありますし、関西国際空港は、既に法律で新関空会社が、今、コンセッションに向けた準備を進めておりますので、これも我々としては支援していきたいと思っております。

また、国際航空貨物のセキュリティー、物流問題は、非常に大事でございます。これも我が局だけでは進みませんから、物流部門と連携したり、あるいは財務当局の部門とも連携をとりながら、進めてまいりたいと思っております。

トランジット・ビザ発給につきましても、訪日外国人の増加という観点から、非常に大事です。成田空港でトランジットをしている間に旅行をしていただくためには、ビザの問題というのは欠かせませんので、私どもとしても、空港としてのかかわり方の中で、観光庁と連携したり、ビザ発給当局とも連携をしていきたいと思っております。

とりあえず、私からは以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明を踏まえた議論に入りたいと思います。

最初に私から2点ほどお伺いしたいのですが、国土交通省にお伺いするのがよろしいかと思うのですが、1つは、CIQの地方空港における円滑化のお話があったのですが、これについてはいろいろな省庁が絡む話ではあるのですけれども、国土交通省として、何か対応をお考えかどうかということが1点です。

もう一つは、ビジネスジェットとの関連で御指摘のあった、成田空港へのヘリコプター直接乗り入れというのは、ヘリポートが遠いのです。そこまで車で移動してというのは、非合理的な感じがするのですけれども、何か手はないものか。

その2点を教えていただければと思います。

○国土交通省（甲斐次長） 地方空港のCIQについては、地方に行けば行くほど、空港そのものに人員を置ける状況ではない。チャーター便、定期便も少なければ、近くの港から持ってきたりとか、そういったことを、自治体を中心になって、必死になってやっていただいていると思いますが、CIQとの連携の場づくりみたいなものは、順次やっております。しかしながら、私どもが主体的にやれるところではございませんものですから、場を作ったりとか、あるいは羽田空港の夜間にチャーター便を初めて入れたときに、CIQが足りない

ということもありまして、夜中に対応していただかなければいけないものですから、CIQへ出向いて、いろいろ働きかけをしたりとか、そういった個別の努力は続けているところでございます。

ヘリコプターの乗り入れでございますけれども、これは成田空港の容量の問題もさることながら、大きな飛行機が飛んでいる間に、どこに飛ばしてくるかといった管制上の問題とか、いろいろ出てくるのではないかと思います。ただ、さはさりながら、旅客利便とヘリコプターの活用が非常に大事になってくる局面もあり得るでしょうから、検討の課題として捉えられると思っております。

○国土交通省（和田課長） 1点、補足させていただいてもよろしいでしょうか。今の成田空港のヘリコプターのお話ですけれども、ヘリパットが遠いというお話が座長からありましたが、今、移設作業をしております。空港の南側に作る予定でございます。そういう意味で、成田空港に直接乗り入れできないという認識は、我々は持っていません。

○国土交通省（甲斐次長） 成田空港の滑走路に降ろすのはなかなか難しいのですけれども、今、努力は続けております。

○大崎座長 それでは、他の委員の皆様、いかがでございましょうか。どうぞ。

○大田議長代理 ありがとうございます。

羽田空港の能力増強というのが非常に重要な課題です。利便性からいって、やはり羽田空港だと思うのですが、今、できる限りのことをいろいろなさっているというお話は何ったのですが、これではとても足りないので、日本経済団体連合会から中長期的な課題として出しておられる、横田空域の活用や騒音問題についてどう考えかということと、5本目の滑走路は考えられないのかという点、お聞かせください。

○大崎座長 そこは私も先ほどお伺いするのを忘れたと思ったのですが、今、いわゆる都心上空は飛べないことに原則なっているわけです。ただ、諸外国では、結構首都の上空を飛んでいます。ロンドンなどは典型的ですけれども、一番真ん中の真上を飛んでいます。私自身、都心に住んでいる人間なのですが、住民も少し我慢すべき点があると思っております。これが解決すると、かなり容量が大きくなるのかどうかということも教えていただければと思います。

○国土交通省（甲斐次長） 75万回を来年中に実現するというところでございますが、最近、私どもで行いました需要予測では、2020年代の早ければ前半ぐらい、遅くとも後半ぐらいには、75万回といった処理能力を上回るという予測値が出ております。そういうものも踏まえまして、首都圏空港機能の更なる強化を、今のうちからやろうということでございます。

その際、先ほど技術的な検討をすると申し上げたのは、これまでの経緯などに捉われなくて、本当に活用するには何が一番効果的かといった観点で、技術的な洗い出しをさせていただく。その中では、都心上空の飛行ルートが管制上どのぐらい効果的なのか、成田空港も含めまして、羽田空港の滑走路をもう一本増設するといったことも、決して否定する

ものではなくて、そういったものも含めて、有識者の方々に議論していただくということです。

それには横田空域をどうやって活用していけるかといったことを含めて、この半年間、技術的な洗い出しをしたいと思っております。今、私から結論めいた話はなかなかできないのですけれども、そういうものを議論していきたいと思っているところであります。

○大崎座長 いかがでしょうか。

○安念委員 全くの素人なので、難しい専門用語がいっぱい出てきて、何だかよく分からなかったのですが、結局今日の御議論では、日本経済団体連合会と国土交通省の間で、不一致なところは何だったのですか。全体として印象を伺っていると、この会議には珍しく、何となくしゃんしゃんで、おめでとうみたいな感じだったような気がしたのですが、対立点は残っているのですか。

○大崎座長 そこは日本経済団体連合会からお願いします。

○日本経済団体連合会) 対立点という言葉遣いがよろしいかどうかは別にいたしまして、私どもとしては、とにかく技術的な検討をしていただいて、現状の技術、あるいは管制の慣熟によって生まれる枠を最大限活用していただきたい。ただ、先ほど2020年75万回の需要予測とございましたけれども、たしかその時点では、東京オリンピックは入っていなかったような気もいたしますし、さらに検討を急ぐ必要があるのではないかと考えているところでございます。

加えまして、国土交通省の所管ではございませんが、CIQの問題につきましても、私どもは空港だけではなく、海の方の港の問題としても、取り上げさせていただいているのですけれども、解が見えない、行き先が見えない課題でございまして、この辺りの取扱いにつきましても、政府サイドの検討をさらにお進めいただきたい。代理執行できるような形の制度もあると、非常に物事がうまく運ぶのにとという事例もございまして、是非御検討いただきたいと思っております。

○大崎座長 いかがでしょうか。国土交通省から何かありますか。

○国土交通省(甲斐次長) そういう意味では、日本経済団体連合会さんからいただいている課題は、我々も解決したい課題が結構多くて、ただ、私どもだけでは解決できない問題があります。特に首都圏空港の機能強化は、非常にチャレンジングな話でございまして、先生方にも応援していただきたいということを一言申し上げたいと思っております。

滑走路を作るにしても、いろいろな課題がすぐに出てまいりますし、今後、需要予測等も出てまいりますので、それを踏まえて、長期的な課題とオリンピックまでに何ができるかといった問題もあると思っておりますので、そういうものも、今後、御相談させていただきながらやらせていただきたいと思っておりますので、いろいろな意味で、是非サポートをよろしくお願ひしたいと思っております。

○大崎座長 他によろしいですか。

それでは、そろそろ時間でもございまして、本日の議論はここまでにさせていただきます。

たいと存じます。

日本経済団体連合会、国土交通省の皆様、ありがとうございました。

最後に事務局から連絡事項がございましたら、お願いいたします。

○大川次長 次回のワーキング・グループの開催につきましては、また事務的に御連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大崎座長 それでは、これにて本日の会議を終了いたします。皆様、お忙しい中、どうもありがとうございました。